

第8版

デュピクセント[®]を ぜんそく 使用される喘息患者さんへ

【監修】 国立病院機構相模原病院
特任院長補佐（臨床研究担当） / 特任研究部長
谷口 正実 先生



English



Please scan the QR code
for this material in English.

sanofi | REGENERON

喘息以外のアレルギー性疾患をお持ちの方用 ポケットカード

※ ポケットカードの使い方はP.20をご参照下さい。

CONTENTS

・あなたの現在の状況	4
・これからの管理目標	5
・喘息のコントロール状況は検査で調べることができます	6
・あなたの気道で起きていること	8
・デュピクセント®の働き(気管支喘息)	10
・デュピクセント®は鼻の症状に対する効果も期待できます	12
・デュピクセント®による治療を受けられる患者さん	13
・デュピクセント®による治療はどのように行いますか?	14
・いままでのお薬はどうしたらいいですか?	15
・治療中に注意することはありますか?	16
・デュピクセント®は自己注射も可能です	18
・自己注射の導入方法は?	19
・喘息以外のアレルギー性疾患をお持ちの方への注意点	20
・喘息のコントロールのために「治療日誌」をつけましょう	21
・医療費と医療保険	22
・医療保険制度	23
・高額療養費制度	24
・高額療養費制度〈自己負担の上限額〉	26
・高額療養費制度〈対象となる医療費〉	28
・高額療養費制度〈適用を受けるには〉	30
・高額療養費制度利用の手順	32
・医療費負担が軽減されるその他の制度	34

あなたの現在の状況

直近の2～4週間または1年間であなたの状況に当てはまるものをチェックしてみましょう。1つでも当てはまるものがあれば、あなたの喘息は十分にコントロールできているとはいえません。

この2～4週間で

- 週1回以上、日中や夜間に喘息の症状(咳、息苦しさ、呼吸時に「ヒューヒュー」「ゼーゼー」と音があるなど)があった。

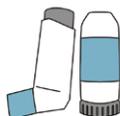


「ヒューヒュー」
「ゼーゼー」



- 週1回以上、喘息の発作をおさえるための薬を使った。

(例)



発作治療用の吸入薬



経口ステロイド薬

- 喘息のせいで、普段通りにできなかったことがあった。



スポーツ



家事



仕事



外出

この1年間で

- 喘息発作がおさまらず、予定外に受診したり、激しい発作で救急受診や入院をした。



日本アレルギー学会：喘息予防・管理ガイドライン 2018, 協和企画, 2018, p.100を一部改変

これからの管理目標

喘息の管理目標は、「**健康な人と変わらない日常生活を送ること**」です。
これからデュピクセント[®]による治療を受けながら、これまでできなかった日常生活の目標を主治医と相談して立ててみましょう。

あなたの目標

.....

あなた

天気が悪くても、
発作の心配を
しなくてもよい生活

夜、ぐっすりと眠りたい

予定外の
受診をしなくて
よくなる

例えば・・・

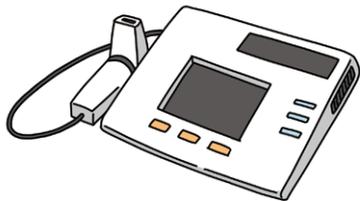
周りの人と
同じスピードで
歩いたり、
階段を上ったり...

何の不安もなく、
友達と旅行や
遊びに行けるような
生活

喘息のコントロール状況は検査で調べること

呼吸機能検査(スパイロメトリー)

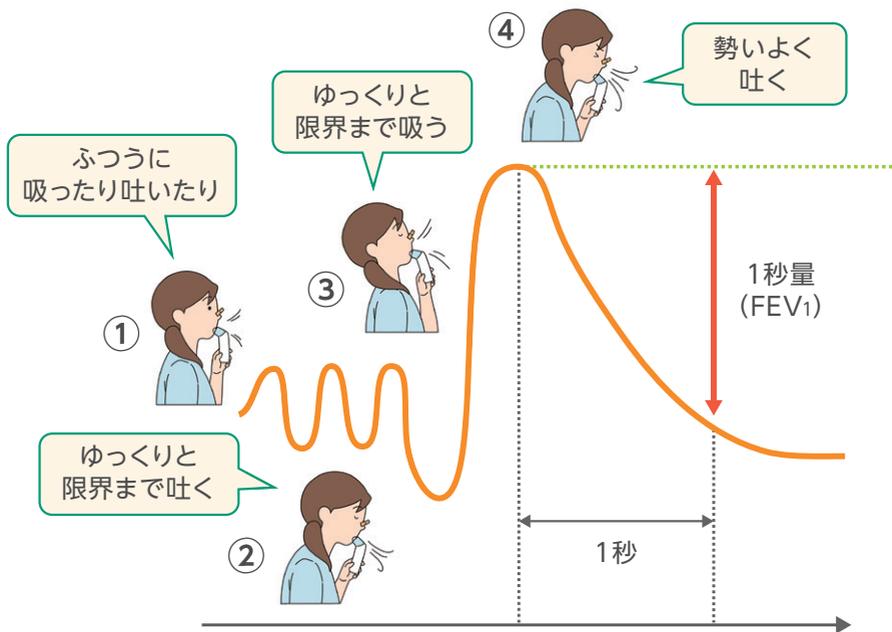
スパイロメーターという機械を使い、呼吸機能を調べる検査です。息を思い切り吸ってから、勢いよく吐いたときに1秒間で吐ける量を「1秒量」といい、喘息の重症度の判定などに使用します。気道が狭くなっていると、「1秒量」が少なくなります。



(スパイロメーター)



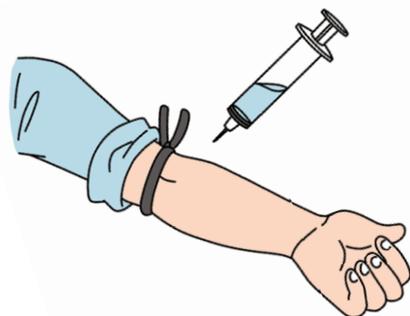
1秒量の測り方



血液検査

血液中の好酸球数、総IgE値、抗原特異的IgE抗体などを測ります。

好酸球数	数値が大きい場合、気道が炎症を起こしていると判断します。
総IgE値	アレルギーがある場合、数値が大きくなります。
抗原特異的IgE抗体	アレルギーの原因(ダニ、ペット、カビなどのアレルゲン)がわかります。



呼気一酸化窒素(FeNO)濃度測定検査

機械に直接息を吹き込むことで、気道の炎症状態を評価する検査です。

吐いた息の一酸化窒素(NO)の濃度を測定します。

FeNOが上昇した場合、気道が炎症を起こしていることを示しています。



詳しくは動画をご覧ください

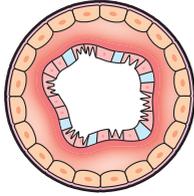
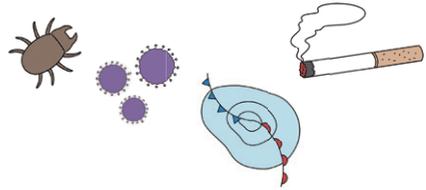


あなたの気道で起きていること

あなたの気道は、発作があるときだけでなく、ないときも炎症を起こしており、少しの

発作がないとき

炎症があり、少しの刺激でも過敏に反応しやすくなっている



気道の断面

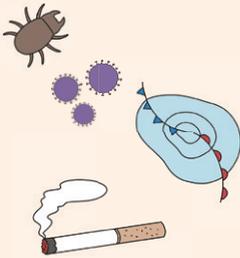
環境中の原因物質や刺激

■ あなたの気道で起きていること

環境中の原因物質や刺激

リンパ球

インターロイキン^{※1}



アレルゲン、ウイルス感染、
気温・気圧の低下、煙 など

活性化



ティーエイチツー
Th2細胞^{※2}



アイエルシーツー
ILC2^{※3}

放出



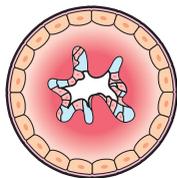
アレルゲンやウイルス感染などによって、気道が刺激され、Th2細胞やILC2という細胞がこれらは、直接気道に悪影響を与えるだけでなく、他のアレルギー担当細胞を刺激して、

※1 インターロイキン (IL)：細胞間の情報伝達を担うタンパク質。番号によって働きが異なる。 ※2 Th2細胞：アレルギー炎症の ※4 B細胞：IL-4の刺激によって形質細胞に変化しIgE抗体を放出する細胞。 ※5 マスト細胞：B細胞 (形質細胞) から放出された ※6 好酸球：活性化すると炎症物質を放出する細胞。

刺激でも過敏に反応しやすくなっています。

発作があるとき

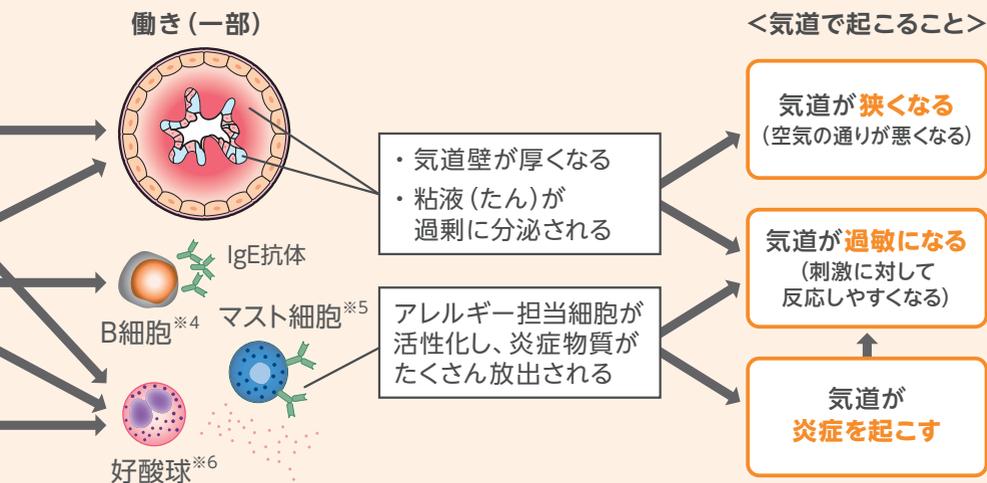
さらに**炎症**を起こし、気道が狭くなり、
空気の通りが悪くなる



胸苦しさ、咳、呼吸困難



発作が起こる

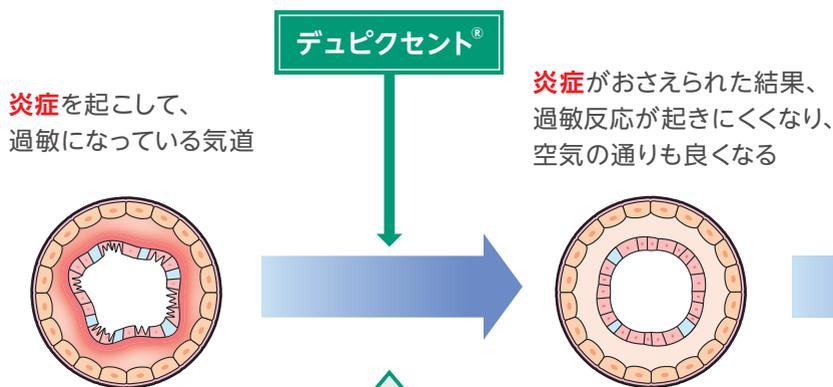


活性化されると、IL-4、5、13といった喘息で中心的な役割を果たす炎症物質が放出されます。さらに多くの炎症物質を放出させ、気道を狭くしたり、過敏にしたりします。

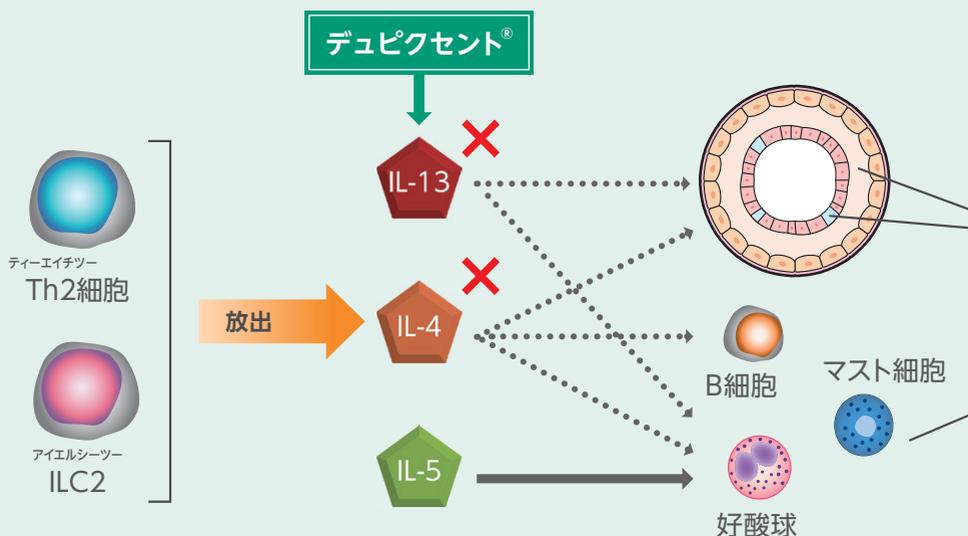
主役となるリンパ球。※3 ILC2:2型自然リンパ球。Th2細胞と同一ような働きをするが、ステロイドが効きにくいとされる。IgE抗体が結合し、さらにその抗体にアレルゲンが結合することによって炎症物質を放出する細胞。

デュピクセント®の働き(気管支喘息)

デュピクセント®を投与することで、空気の通りを良くし、色々な刺激に対しても発作



インターロイキン
■ デュピクセント®は、IL-4とIL-13という物質の働きをおさえ、
気道が狭くなったり、過敏になったり、炎症が起こるのをおさ



や咳を出にくくします。

様々な環境中の原因物質や刺激があっても過敏に反応しにくくなる



<期待される反応>

呼吸のしやすさ	↑改善
増悪(発作)の回数	↓減少
気道の炎症をあらわす検査値 <small>アイジーイー</small> ・血清総IgE ・呼気一酸化窒素濃度(FeNO)	↓減少

気道の炎症ルートを広範囲に改善することで
えます。

<気道で起こること>

- ・気道壁が厚くなるのをおさえる
- ・粘液(たん)が過剰に分泌するのをおさえる

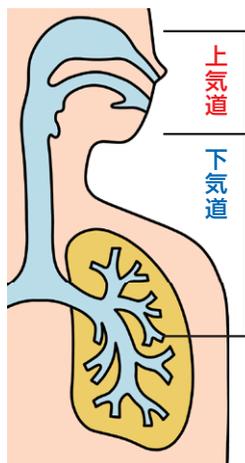
アレルギー担当細胞の活性化をおさえ、炎症物質の放出をおさえる

気道が狭くなるのをおさえる
(空気の通りが良くなる)

気道が過敏になるのをおさえる
(刺激に対して反応しにくくなる)

気道の炎症をおさえる

デュピクセント[®]は鼻の症状に対する効果も期待できます

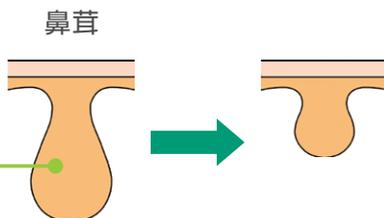


- 空気の通り道は「気道」と呼ばれ、「上気道」と「下気道」に分けられます (左図)。
- 「下気道」で起こる喘息、「上気道」で起こる鼻の症状は、どちらも**気道の炎症**が原因で起こります。鼻の症状が喘息を悪化させる場合があります。
- デュピクセント[®]は**気道の炎症**をおさえる効果があるため、喘息だけでなく、鼻の症状に対する効果も期待できます。

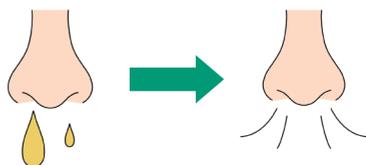
▶▶ 鼻の症状に対して期待できるデュピクセント[®]の効果

- 鼻茸を小さくする効果

鼻の壁(粘膜)が炎症によって腫れて垂れ下がり、ポリープ(キノコ)状になったもの。鼻づまりなどの原因になる。



- 鼻づまりを改善する効果
- 匂いのわかりにくさを改善する効果
- 鼻水を改善する効果



デュピクセント[®]による治療を受けられる患者さん

デュピクセント[®]による治療を受けられる患者さんは以下を満たす患者さんです。

毎日の治療

中用量～高用量の
吸入ステロイド薬



その他の長期管理薬

(長時間作用性 β_2 刺激薬、
ロイコトリエン受容体拮抗薬など)



上記の治療を正しく行っても、下記の項目のいずれかに該当している。

▶▶ 喘息をコントロールできていない

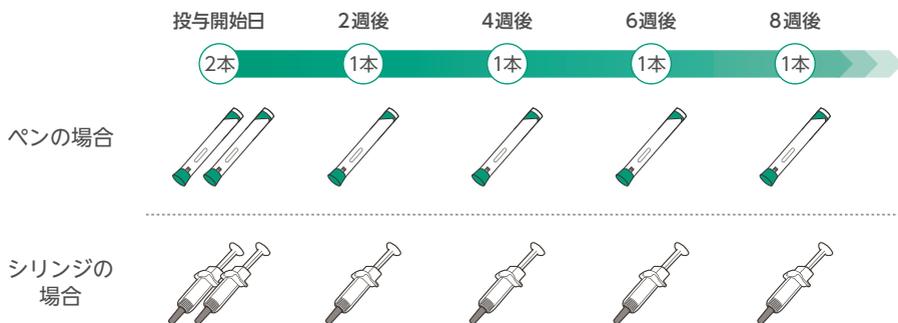


▶▶ 経口ステロイド薬を頻回に使用しており、中止できない



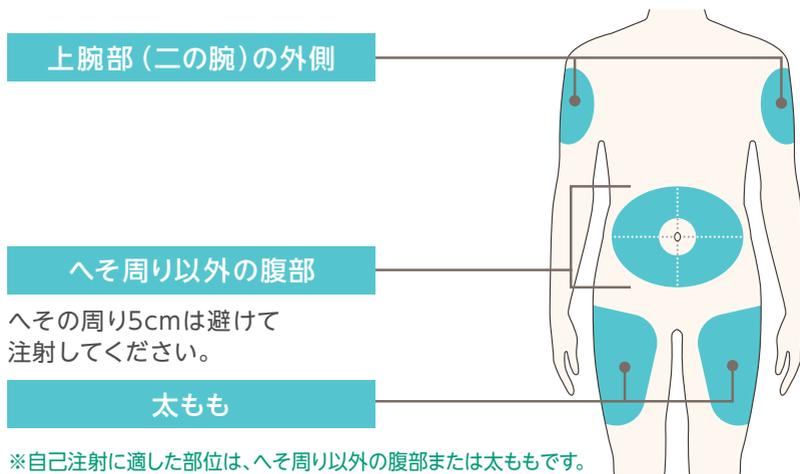
デュピクセント®による治療はどのように行いますか？

▶▶ デュピクセント®は初めて注射する日のみ、1回に2本の注射をし、その後は2週間に1回、1本注射するお薬です。



デュピクセント®は良好なコントロールを目指して継続的に使用する「長期管理薬」です。喘息発作時など体調の悪いときでも中止せずに、投与します。

▶▶ うで(上腕部)、お腹、太ももなどに注射します。



いままでのお薬はどうしたらいいですか？



これまで使用してきた
長期管理薬は継続して、
デュピクセント®の治療を追加します。



デュピクセント®は、
発作治療薬（リリーバー）ではありません。

喘息発作が起こったときは、
主治医の指示に従ってください。



長期に経口ステロイド薬を
服用している場合、
自己判断で急に中止してはいけません。
減量が必要な場合、
主治医に相談しましょう。

デュピクセント®の治療が始まってから、
喘息症状が悪化したり、
体調が変わったりしたときは
必ず主治医に相談しましょう。



治療中に注意することはありますか？

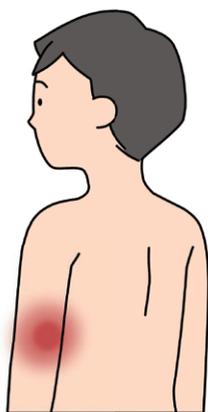
➤ デュピクセント®の主な副作用は「**注射部位反応**」です。



「**注射部位反応**」とは？

注射をした後に、注射をした部位（うでやお腹、太もも）に、痛みが生じたり、赤く腫れたり、かゆくなったり、出血するなどの反応をいいます。

《デュピクセント®で起きやすい「**注射部位反応**」は以下です》



- ・ 赤くなる
- ・ 腫れる



かゆくなる

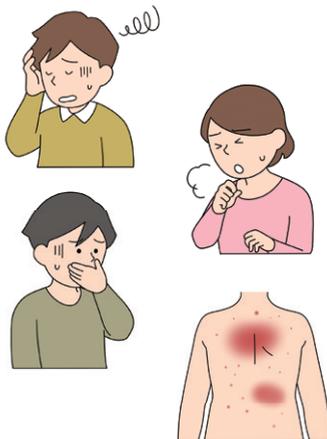
デュピクセント®を注射した部位に、赤み、腫れ、かゆみなどの症状（**注射部位反応**）があらわれた場合には、すみやかに主治医または看護師、薬剤師にお伝えください。

まれではありますが、次のような症状が起こることもあります。
もし起こった場合は、すぐにかかりつけのお医者さんに相談しましょう。

アナフィラキシー反応による症状

一般的に、お薬を投与してすぐに起こる過敏反応で、次のような症状があらわれます。

- めまい、ふらつき、立ちくらみ、だるさ、意識の低下 など
- 呼吸困難、呼吸時に「ゼーゼー」音がする など
- 腹痛、吐き気、嘔吐^{おうと} など
- 皮膚のかゆみ、赤み、腫れ、全身の発疹 など
- くちびる、舌の腫れ など



日本アレルギー学会：アナフィラキシーガイドライン(第1版)、メディカルレビュー社、2014、p.11より作成

好酸球数の増加による症状

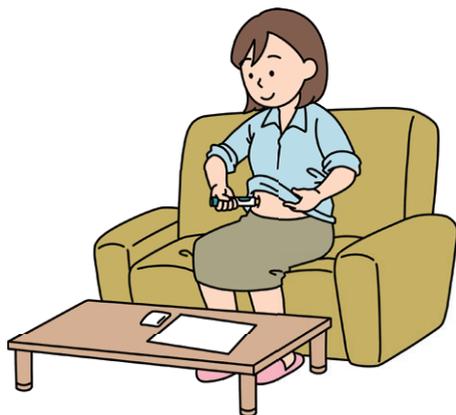
デュピクセント®の投与により、患者さんによっては、血中の好酸球数が一時的に増加することがあります。好酸球がわずかに増えただけでは、症状があらわれることは通常はありませんが、ときに次のような症状があらわれることがあります。

- 発疹、むくみ など
- 咳、発熱、だるさ、息切れ、呼吸困難、呼吸時に「ゼーゼー」音がする、血痰(血液の混じった痰) など
- 動悸、息苦しさ など
- 手足のしびれ、麻痺(動きが悪くなる) など



デュピクセント[®]は自己注射も可能です

医師の判断の下、患者さんご自身が注射を行う「自己注射」も可能です。



自己注射のメリット

- 通院にともなう時間的な制約や負担が軽減でき、ご自身のスタイルに合わせて治療することができます。
- 通院日を調整できるので、仕事や旅行などの活動範囲が広がります。

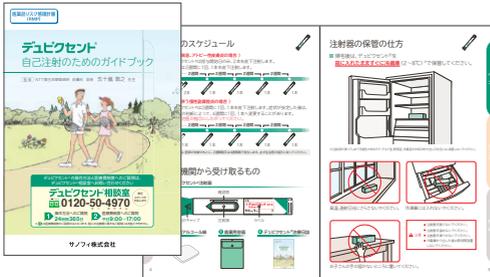
※通院は喘息のコントロール状況にもよりますので、先生にご相談のうえ設定してください。



自己注射の導入方法は？

まずは病院で指導を受け、練習しましょう。

「デュピクセント® 自己注射のためのガイドブック」では自己注射の方法などが確認できます。



あなたの自己注射をサポートします (サポートツールの一部ご紹介)

自己注射手順ガイド

注射の手順を分かりやすく解説



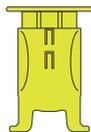
自己注射手順動画

患者さん専用WEBサイトでご紹介



シリンジ用補助具 (マイデュピ)

針を目隠しし、穿刺の深さを一定に保ちます



注射日お知らせ メールサービス

注射日をメールで
お知らせ



コールセンター(デュピクセント®相談室)

デュピクセント®の操作方法と医療費制度へのご質問は、デュピクセント®相談室へお問い合わせください。専任スタッフが対応します。

(フリーダイヤル) 24時間365日 **0120-50-4970**
ゴー ヨクナレ

1 操作方法へのご質問 24時間365日 **2** 医療費制度へのご質問 平日9:00~17:00

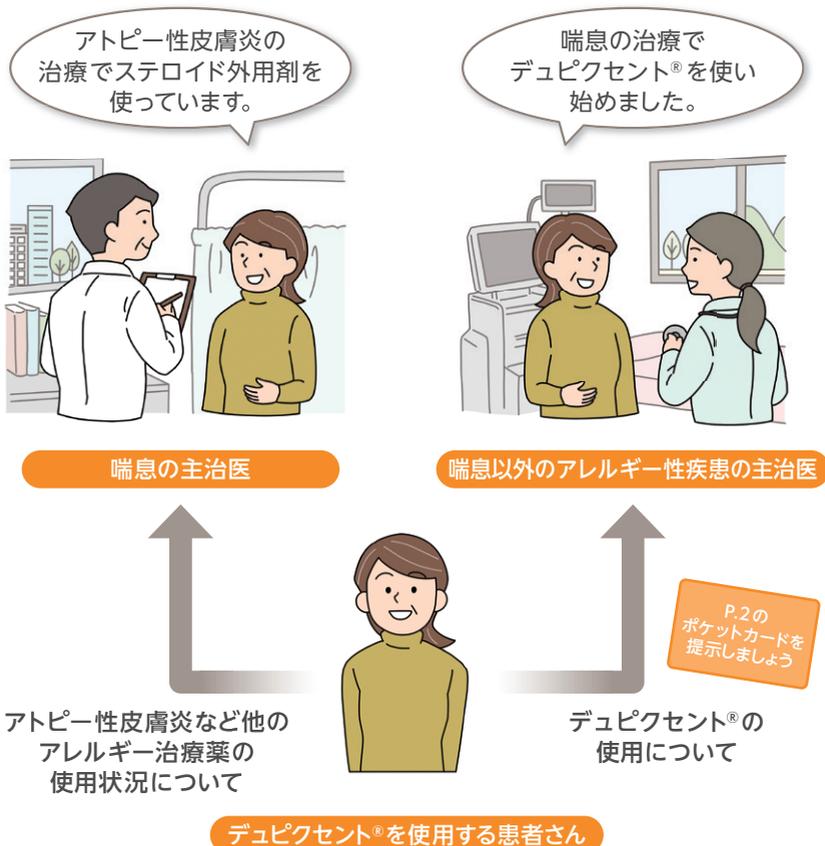
※ **2** は医療費制度のご説明のみとなります。個人の治療費に関するご質問にはお答えできません。

喘息以外のアレルギー性疾患をお持ちの方への注意点

デュピクセント®の投与により、喘息以外の他のアレルギー性疾患の症状が変化する可能性があります。そのため、デュピクセント®の投与から中止した後まで合併するアレルギー性疾患の主治医と連携をしながら治療を進める必要があります。

喘息以外のアレルギー性疾患(アトピー性皮膚炎、慢性副鼻腔炎、アレルギー性鼻炎、じんましんなど)を合併している場合は、必ず喘息の主治医にそのことをお伝えください。また合併するアレルギー性疾患の主治医にデュピクセント®を使用していることを必ずお伝えください。

自己判断でアトピー性皮膚炎、慢性副鼻腔炎、アレルギー性鼻炎、じんましんなどの治療薬を減量・中止せず、必ず主治医の指示に従ってください。



喘息のコントロールのために 「治療日誌」をつけましょう

体調の変化を「治療日誌」に記録し、受診の際には、かかりつけのお医者さんにも確認してもらいましょう。

記入例

その日の症状に
○をつけましょう。

発作治療薬や経口ステロイド薬を
使用したら○をつけましょう。

	咳	痰	息苦しさ 息切れ	喘鳴*	胸苦しさ	喘息症状に よる不眠	発作 治療薬	ステ ロイド	今日の喘息の状態
●/● (金)	○		○				○	○	😊😊😊😊😞😞
●/● (土)	○		○			○	○	○	😊😊😊😊😞😞
									😊😊😊😊😞😞

1日を振り返ってその日の喘息コントロール状態について
あてはまるものに○をつけましょう。

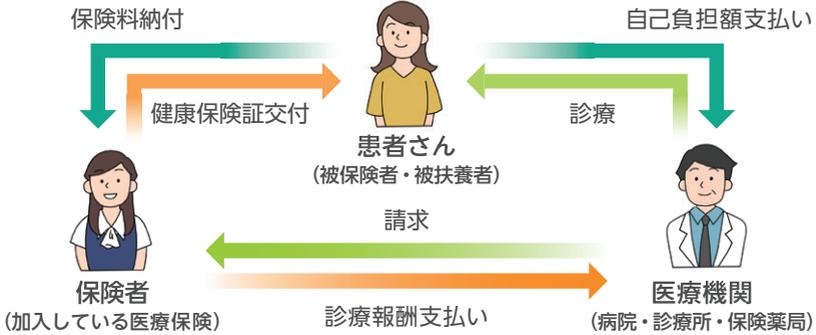
	咳	痰	息苦しさ 息切れ	喘鳴*	胸苦しさ	喘息症状に よる不眠	発作 治療薬	ステ ロイド	今日の喘息の状態
/									😊😊😊😊😞😞
()									😊😊😊😊😞😞
/									😊😊😊😊😞😞
()									😊😊😊😊😞😞
/									😊😊😊😊😞😞
()									😊😊😊😊😞😞
/									😊😊😊😊😞😞
()									😊😊😊😊😞😞

治療日誌はデュピクセント®の情報サイト(<https://www.support-allergy.com/asthma/>) からダウンロードして印刷できます。

※喘鳴（ぜんめい）：呼吸時にゼーゼー、ヒューヒューという音ができる。

医療費と医療保険

医療保険の仕組みイメージ



医療費の自己負担割合*



*自治体によっては、独自の医療費助成制度がある場合があります。

**令和4年10月1日から、75歳以上の一部の方は2割負担になります。

デュピクセント®の薬剤費の目安

デュピクセント®の薬剤費 (1本あたり ペン : 61,714円) シリンジ : 61,523円)	ペンの場合		シリンジの場合		
	初回 (2本)	2回目以降 (1本)	初回 (2本)	2回目以降 (1本)	
自己負担額 (窓口で支払う金額)	3割	37,028円	18,514円	36,914円	18,457円
	2割	24,686円	12,343円	24,609円	12,305円
	1割	12,343円	6,171円	12,305円	6,152円

令和6年4月現在のデュピクセント®の薬価をもとに計算しています。

医療保険制度

日本では、すべての人が公的医療保険に加入することになっています(国民皆保険制度)。

加入者やその家族など(被扶養者)に医療が必要な状態になったときに、加入する医療保険が医療費の一部を負担してくれる仕組みです。職種や年齢などによって加入する公的な医療保険は異なります。

公的医療保険

- 組合管掌健康保険(健康保険組合)
- 全国健康保険協会(協会けんぽ)
- 船員保険
- 共済組合
- 国民健康保険
- 国民健康保険組合
- 後期高齢者医療制度

〇〇健康保険	〇〇(被保険者)
被保険者証	交付日 0000年 00月 00日
被保険者	記号 000 番号 0000
氏名	〇〇 〇〇 性別 〇
生年月日	0000年 00月 00日
資格取得年月日	0000年 00月 00日
保険者所在地	〒000-0000 〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者番号	00000000
保険者名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

各種手続きやお問い合わせ先は医療保険により異なりますので、
健康保険証に記載されている保険者にご確認ください。

※本冊子内の「医療保険」は公的医療保険を指しています。

高額療養費制度

▶▶ 高額療養費制度の仕組み

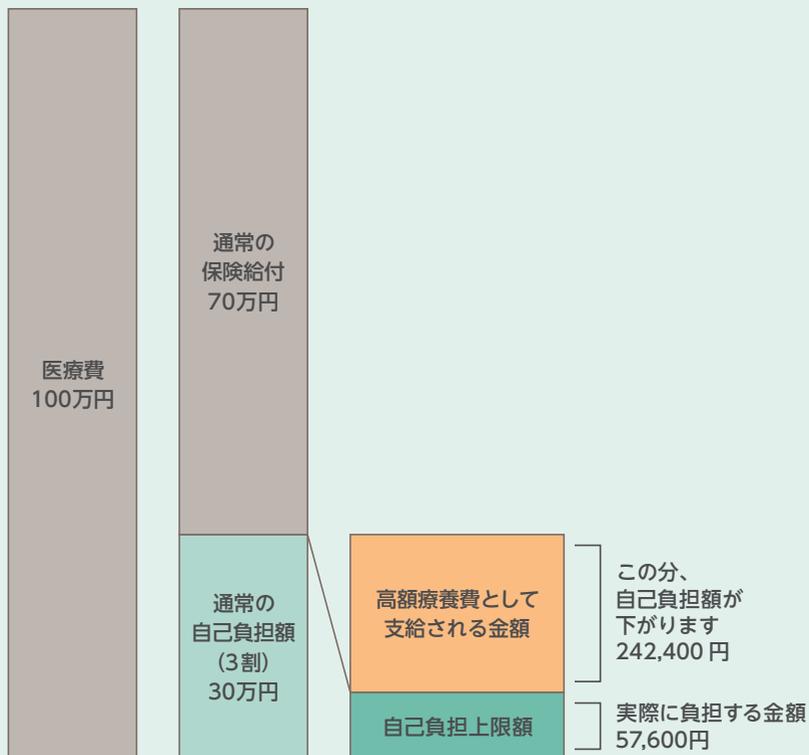
1ヵ月(その月の1日～末日)の間に医療機関の窓口で支払うべき額(自己負担額)が一定の金額を超えることになった場合、自己負担額を一定額(自己負担上限額)にまでおさえることができる制度です。

例

1ヵ月の医療費(10割)が100万円だった場合

69歳以下、適用区分「エ」の方の場合

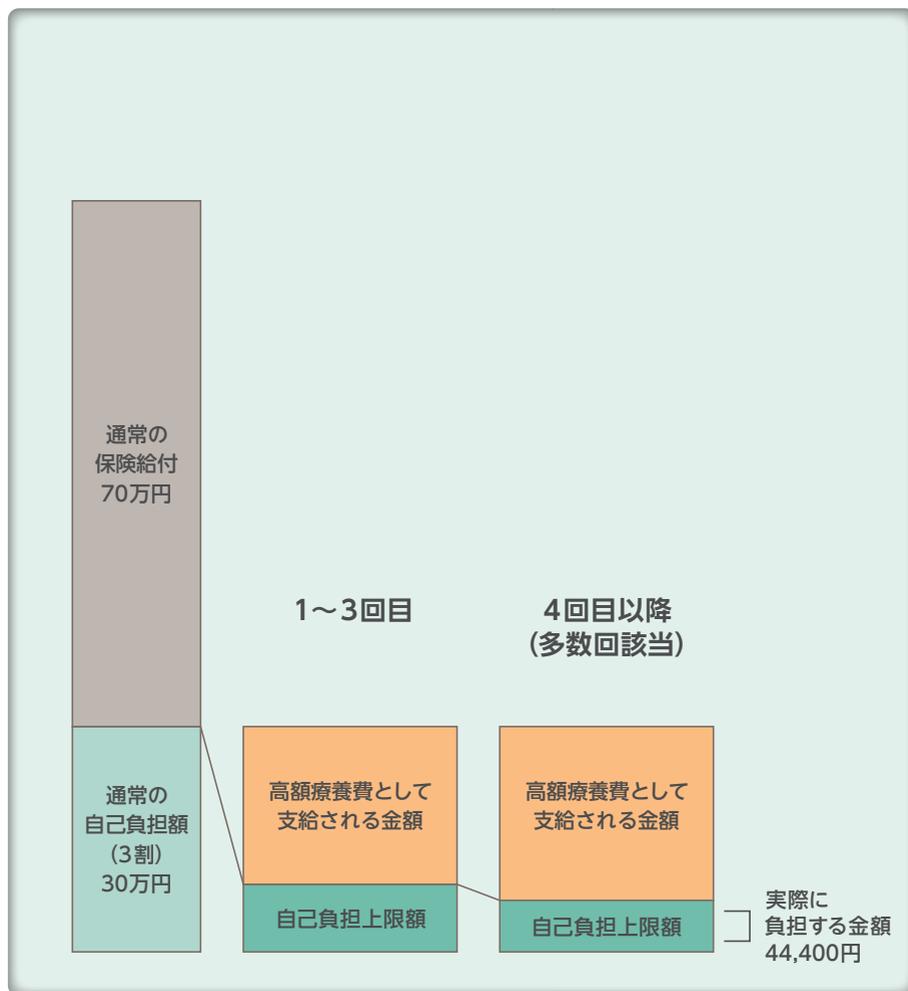
(詳細は26ページ参照)



▶▶ 「多数回該当」制度の仕組み

継続して高額な医療を受ける必要のある方には、自己負担上限額がさらに引き下げられる制度があります。

直近12ヵ月以内に3回以上高額療養費制度の適用を受けた場合（「多数回該当」といいます）、4回目以降の月の自己負担の上限額がさらに引き下げられます。



高額療養費制度〈自己負担の上限額〉

自己負担の上限額（月間）

月間の自己負担の上限額は、年齢や世帯の所得により異なります。

*ご自身がどの適用区分に該当するかは、加入する医療保険の保険者（健康保険組合等）にお問い合わせください。



69歳以下の方の上限額

適用区分	収入の目安	ひと月の上限額（世帯ごと）	多数回該当
ア	年収約1,160万円～ 健保：標準報酬月額 83万円以上 国保：旧ただし書き所得 901万円超	252,600円＋ (医療費－842,000円)×1%	140,100円
イ	年収約770万～約1,160万円 健保：標準報酬月額 53万～79万円 国保：旧ただし書き所得 600万～901万円	167,400円＋ (医療費－558,000円)×1%	93,000円
ウ	年収約370万～約770万円 健保：標準報酬月額 28万～50万円 国保：旧ただし書き所得 210万～600万円	80,100円＋ (医療費－267,000円)×1%	44,400円
エ	～年収約370万円 健保：標準報酬月額 26万円以下 国保：旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税者	35,400円	24,600円

高額療養費制度の内容、手続きについての詳細は、お手持ちの健康保険証に書かれている保険者(健康保険組合・協会けんぽなど〈国民健康保険に加入の場合は市区町村〉)にご確認ください。



健康保険
健康保険者証
 交付日 0000年 00月 00日
 被保険者 記号 000 番号 0000
 氏名 ○○ ○○ 性別 ○
 生年月日 0000年 00月 00日
 資格取得年月日 0000年 00月 00日
 保険者所在地 〒000-0000 ○○○○○○○○
 保険者番号 00000000
 保険者名称 ○○○○○○○○○○



70歳以上の方の上限額

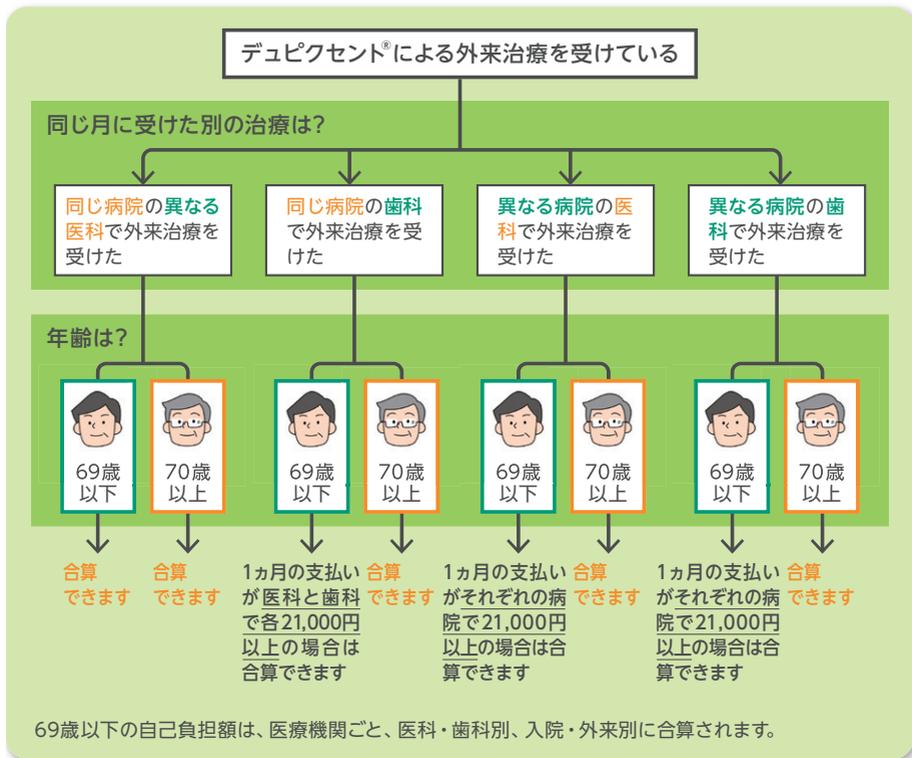
適用区分		ひと月の上限額(世帯ごと)		多数回該当
		収入の目安	外来(個人ごと)のみの場合	
現役並み	Ⅲ 年収約1,160万円～ 標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%		140,100円
	Ⅱ 年収約770万～約1,160万円 標準報酬月額53万円以上 課税所得380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%		93,000円
	Ⅰ 年収約370万～約770万円 標準報酬月額28万円以上 課税所得145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%		44,400円
一般	年収156万～約370万円 標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満等	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円	44,400円
住民税非課税等	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	適用 されません
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円	

高額療養費制度〈対象となる医療費〉

▶▶ 高額療養費制度の対象となる医療費

1つの医療機関等での自己負担(院外処方代を含みます。)では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担(69歳以下の場合は21,000円以上であることが必要です。)を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費制度の適用となります。

合算できる場合



制度の詳細についてはこちらをご覧ください。

厚生労働省「高額療養費制度を利用される皆さまへ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/juuyou/kougakuiryou/index.html

世帯合算

同じ医療保険に加入している家族間(同一世帯)の自己負担額を合算して申請することができます。

例

払い戻し額の計算例
69歳以下、適用区分「エ」の世帯の場合(26ページ参照)

父



1か月に
支払った自己負担額 = 45,000円
(診療費+薬剤費=150,000円)

子



父と同じ月に
支払った自己負担額 = 24,000円
(診療費+薬剤費=80,000円)



父と子の自己負担額を合算すると 45,000円+24,000円
=69,000円

父と子の医療費(診療費+薬剤費)を
合算すると 150,000円+80,000円
=230,000円

この世帯の自己負担の上限額は**57,600円**

払い戻し額=窓口で支払った自己負担額-自己負担の上限額

11,400円 = 69,000円 - 57,600円

本人・家族の医療費とも、69歳以下の患者の分については、合算に制限があります。
(1つの医療機関ごとの月間自己負担額(3割)が21,000円以上のもののみ合算可能。
自己負担額が21,000円に満たない医療機関分の医療費は合算できません。)

*70歳以上の方は、金額にかかわらず自己負担額を合算できます。

高額療養費制度〈適用を受けるには〉

▶▶ 高額療養費制度の適用を受けるには

事前に、加入する保険者から「限度額適用認定証」を発行してもらい、受診の際に医療機関・薬局の窓口で提示しましょう。

- 「限度額適用認定証」を窓口で提示することで、窓口での自己負担額が自己負担上限額（26～27ページ参照）までに抑えることができます。
- 「限度額適用認定証」は、保険者（加入する健康保険組合等）に対して、事前の交付申請が必要です。手続きの方法や交付までの期間は加入する保険者によって異なるため、お手持ちの健康保険証に記載の連絡先へ、早めにお問い合わせください。
- 70歳以上で適用区分が「現役並みⅢ」または「一般」の方（27ページ参照）では、「限度額適用認定証」の提示は不要です。そのため、事前に「限度額適用認定証」の交付を受ける必要はありません。

「限度額適用認定証」の提示が受診時に間に合わなかった場合は、いったん通常の医療費（3～1割）を支払った後に、上限額を超えて支払った分の払い戻しを申請します。

- 「限度額適用認定証」を窓口で提示できない場合は、いったん通常の医療費（3～1割）の支払いが必要です。
- 後日、ご自身が加入する健康保険組合等に、上限額を超えて支払った分の払い戻しを請求する手続きを患者さん自身で行います。その際、病院などで受け取った領収書の添付を求められる場合があるので、大切に保管しておきましょう。
- 高額療養費の払い戻しの申請期間は、診療を受けた月の翌月から2年間です。

調剤薬局でお薬を受け取る場合

調剤薬局でお薬を受け取る場合は「限度額適用認定証」があっても、後日、払い戻しの手続きが必要です。



- 調剤薬局でお薬を受け取る場合、病院と薬局の支払い額を合算のうえ、高額療養費制度の適用を受けることができます。ただし、病院と薬局での支払いは自動的に合算されるわけではなく、病院と薬局それぞれで自己負担上限額までの支払いが発生します。
- 上限額を超えて支払った分は、後日、ご自身の加入する健康保険組合等に手続きを行い、払い戻しを受けることができます。

例

69歳以下で適用区分が「エ」の方で、その月の自己負担の上限額が57,600円の場合

窓口での支払い額

病院での負担額 5,000円
薬局での負担額 57,600円

自己負担上限額に達していたため、上限額の57,600円を支払いました。

当月の支払い合算

62,600円



払い戻し額

5,000円

同じ月の合算額が57,600円を超えていたため、差額の5,000円の払い戻しを受けられます。

高額療養費制度利用の手順

1 受診前

健康保険証に記載されている保険者（23ページ参照）に連絡し、「高額療養費制度を利用したい」ことを伝え、以下の点を確認し、「限度額適用認定証」の交付を受ける手続きをしましょう*。

☑ 保険者に確認すること	記入欄
<input type="checkbox"/> ご自身の適用区分、 月間の自己負担上限額 ➡ 26～27ページ	自己負担上限額：_____ 円/月 [4回目以降(多数回該当)の場合：_____ 円/月]
<input type="checkbox"/> 「付加給付」の有無 ➡ 34ページ	(あり ・ なし) ありの場合：(上限 _____ 円/月)
<input type="checkbox"/> 「限度額適用認定証」の 申請方法 ➡ 30ページ	申請の際に添付・提示すべきもの (_____)
<input type="checkbox"/> 「限度額適用認定証」が 到着するまでの期間(目途)	



2 受診時

健康保険証と一緒に、「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口で提示しましょう*。

3 受診後

以下の場合、月間の自己負担上限額を超えて、窓口で医療費を支払っている可能性があります。保険者に申請することで、上限額を超えて支払った分の払い戻しを受けることができます。



69歳以下の患者さん

- 同月中に複数の医療機関でそれぞれ21,000円/月以上の自己負担があった
➡ 28ページ
- 同じ医療保険に加入している家族(同一世帯)に21,000円/月以上の自己負担があった
➡ 29ページ
- 「限度額適用認定証」を窓口で提示しなかった
➡ 30ページ
- 院外の薬局でお薬を受け取った
➡ 31ページ



70歳以上の患者さん

- 同月中に複数の医療機関で自己負担があった
➡ 28ページ
- 同じ医療保険に加入している家族(同一世帯)に自己負担があった
➡ 29ページ
- 「限度額適用認定証」を窓口で提示しなかった*
➡ 30ページ
- 院外の薬局でお薬を受け取った
➡ 31ページ

※70歳以上で適用区分が「現役並みⅢ」または「一般」の方は、「限度額適用認定証」の交付を受けたり、窓口で提示する必要はありません。

医療費負担が軽減されるその他の制度

▶▶ 付加給付制度（健康保険組合等の独自制度）

高額療養費制度は国が定める制度ですが、ご加入の医療保険（保険者）によっては、独自の「付加給付」として、国が定めるよりも手厚い医療費助成を行っており、自己負担上限額がさらに低く設定されている場合があります。

すべての保険者で実施されているわけではありませんので、詳しくはご加入の保険者（健康保険組合等）にご確認ください。

➡ お問い合わせ先：健康保険証に記載されている保険者（健康保険組合等）

▶▶ 学生などへの医療費補助制度

大学などの学校では、独自に学生の医療費負担を補助する制度を運営している場合があります。指定病院がある場合や、手続きが必要な場合もありますので、詳しくは学生課などにご確認ください。

➡ お問い合わせ先：大学の学生課など

▶▶ 子どもへの医療費補助制度

各自治体で、子どもに対する医療費助成制度が設けられています。対象年齢、助成内容、申請方法が自治体により異なりますので、詳しくはお住まいの市区町村にご確認ください。

➡ お問い合わせ先：お住まいの市区町村

▶▶ ひとり親への医療費補助制度

自治体によっては、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）の方に医療費助成を行っている場合があります。助成内容や申請方法が自治体により異なりますので、詳しくはお住まいの市区町村にご確認ください。

➡ お問い合わせ先：お住まいの市区町村

医療費控除

生計を一にする家族が1年間で支払った医療費の総額が10万円(総所得金額等が200万円未満の方は総所得金額等の5%)を超えると、医療費控除を受けることによって、所得状況に応じた還付金を受け取ることができます。医療費控除を受けるためには、確定申告が必要です。

医療機関から発行された領収書は必ず保管しておきましょう。

● 医療費控除の計算式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{実際に支払った} \\ \text{医療費の合計} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金などで} \\ \text{補填される金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{10万円}^* \\ \hline \end{array}$$

※総所得金額等が200万円未満の方は総所得金額等の5%

● 還付金の目安

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{還付される税金の目安} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{医療費控除額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税率} \\ \hline \end{array}$$

➡ お問い合わせ先：最寄りの税務署

デュピクセント®を使用される
患者さん向けウェブサイト



<https://www.support-allergy.com>



気管支喘息の症状やデュピクセント®の製品情報、
治療に役立つ情報を紹介しています。



日本国内のアレルギー疾患
患者さん向けウェブサイト



アレルギー*i*

<https://www.allergy-i.jp/zensoku/>



アレルギーと上手に付き合いながら、
ふだん通りのパフォーマンス発揮を目指すための
アレルギーの情報サイトです。



デュピクセント®の操作方法と医療費制度へのご質問は、
デュピクセント®相談室へお問い合わせください

デュピクセント®相談室

フリーダイヤル



0120-50-4970

ゴ ー ヨ ク ナ レ

専任
スタッフが
対応します

1

操作方法へのご質問

24時間365日

2

医療費制度へのご質問

平日9:00~17:00

※ 2 は医療費制度のご説明のみとなります。個人の治療費に関するご質問にはお答えできません。

サノフィ株式会社 リジェネロン・ジャパン株式会社

〒163-1488
東京都新宿区西新宿三丁目20番2号